



# LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2012年 NO07 総 37 期

## 目 次

### 弊事務所ニュース

- 弊事務所徐家力弁護士が特許法改正専門家論証会に招かれた
- 「中国特許&意匠実務」セミナーを開催

### IP ニュース

- 7月1日より、中国の特許文献がPCT最低限調査資料に正式に追加された
- 特許法改正について意見募集をする会議が北京で開催
- 著作権法改正草案第二稿が公布
- 2011年中国有効特許年度報告
- アップルが6000万米ドルを支払い、iPad商標権侵害事件和解

### ビジネスニュース

- 中国GDP8%割れ

### 新法速達

- 貨物貿易外貨管理制度の改革に関する公告
- 中華人民共和国出入国管理法
- 民営企業による海外投資の積極的な展開の奨励と引導に関する実施意見
- 企業所得税の査定徴収の関連問題に関する公告
- 増値税税金統制システムの関連費用政策完備に関する通知
- 「十二・五」外資利用と海外投資計画

## 弊事務所ニュース

### 弊事務所徐家力弁護士が特許法改正専門家論証会に招かれた

7月27日、弊事務所パートナー会議主席徐家力弁護士が専門家として国家知識産権局条法司に招かれ、特許法改正の専門家論証会に出席した。論証会では、法改正に対する意見の合理性、科学性、実行性などについて専門家の方々から数多くの提案が寄せられた。弊事務所知的財産権分野の弁護士陣も実務上における数々の貴重な意見を提出した。

### 「中国特許 & 意匠実務」セミナーを開催

弊事務所が、6月28日にレクシア特許事務所と共催した「中国特許 & 意匠実務」セミナーに企業の方々80名に参加いただいた。弊事務所権鮮枝、劉東方両弁護士は参加者の皆様と日中特許、意匠及び権利行使など実務における相違点についてディスカッションを行い、中国における知的財産権保護強化などについて意見を交わした。

## IPニュース

### 7月1日より、中国の特許文献がPCT最低限調査資料に正式に追加された

7月1日より、中国の特許文献が「特許協力条約」(PCT)の最低限調査資料に正式に追加され、PCT加盟国が国際特許出願を審査する際に先行技術調査を行う必須文献になった。これにより、中国は特許文献がPCTの最低限調査資料に追加された世界で11カ国目の国となった。

2011年1月、中国知識産権局の田力普局長が世界知的所有権機関(WIPO)事務局長に書簡を送付し、「中国特許文献のPCT最低限調査資料への追加」を提案した。その後、2011年9月29日に開催された第49回WIPO加盟国総会にて全員一致で採択され、2012年7月1日より正式に発効することとなった。

全文：[http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201207/t20120702\\_718358.html](http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201207/t20120702_718358.html)

### 特許法改正について意見募集をする会議が北京で開催

先日、国家知識産権局は特許法改正について意見募集をする会議を北京で開催した。全国人民大会教育科学文化衛生委員会、全国人民大会常務委法律委員会、國務院法制弁、地方知識産権局、高等学校、企業及び特許代理機構からの代表者らが出席した。

最新の調査データによると、国内において、30%の特許権者が権利侵害を受けたことがあるが、その内、権利保護の措置を取ったものは10%しかいない。権利保護は、“ 拳証が難しい ”、“ 賠償額が少ない ”、“ 権利保護のコストが高い ” “ 効果が目立たない ” など問題を抱えており、特許権者の情熱、積極性を阻害し、市場経済の秩序、イノベーション環境を乱している。国家知識産権局は、実務における問題を解決し、「知的財産権と偽物・粗悪な商品の取締を強化する意見」を確実に実行し、健全かつ長期的な特許保護体制を確立するために特許法改正の準備作業を開始した。

特許法改正は、すでに國務院2012年の立法活動計画に取り入れた。国家知識産権局は数回にわたる会議を経て、十分な調査、研究、討論を重ねた上、特許法改正草案(意見

### 隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923 Email: patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

募集原稿)及び説明を作成したという。科学的、合理的な特許法改正草案を確保するために、今後も引き続き各分野の意見を取り入れることにしている。

全文:[http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201207/t20120711\\_723197.html](http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201207/t20120711_723197.html)

### 著作権法改正草案第二稿が公布

7月6日、国家知識産権局が著作権法(改正草案第二稿)を公布し、7月6日から7月31日まで一般向けに意見募集をする。3月31日に公布された著作権法(改正草案)に比べて、第二稿は議論が激しい録音制作の法定強化、集団管理組織延伸管理など問題について積極的に取組み、かつ「視聴覚的実演北京条約」を参考に、実演者に関わる規定をさらに明確にした。



著作権法(改正草案)が3月31日に公布された後、第46条 録音制作法定許可条項が音楽業界から大きな反響を受けたため、第二稿では、削除されている。原稿第60条 著作権集団管理組織対非会員に延伸性管理を行う点について、数多くの権利者は「代表される」ことに心配があったため、第二稿では、集団管理組織延伸性春暖管理の適用範囲を明確にした。

著作権法改正は社会各界の注目を集めた。5月31日までに国家知識産権局が受けた社会各界の意見、提案が既に1600件余りになり、今回の改正は基草案に対して3項削除、3項追加、48項の条文について補正を行った。

[http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2012/201207/t20120712\\_723579.html](http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2012/201207/t20120712_723579.html)

### 2011年中国有効特許年度報告

国家知識産権局がこのほど、2011年中国有効特許年度報告を発布した。データによると、中国有効特許は合計2,739,906万件で、その内、国内特許が2,303,015万件で、前年同期より26.2%増加し、全体の84.1%を占める。国外特許が436,891万件で、前年同期より11.8%増加し、全体の15.9%を占める。特許の構成からみると、実用新案と意匠特許がそれぞれ有効特許全体の48.2%と36.6%を占め、イノベーション能力と科学技術を要する発明は全体の15.2%をしか占めていない。

国内の特許権者ランキングを見ると、華為技術有限公司が14,601万件で第1位に、中興通迅股份有限公司が8,860件で第2位に、中国石油化工股份有限公司が3,893件で第3位にランキングされた。

国外特許情勢を見ると、中国における外国特許出願の内、日本は153,140万件で第1位に、米国は66,214万件で第2位に、韓国は29,252万件で第3位にランキングされた。特許権者ランキングにおいて、日本の松下電気産業株式会社と韓国のサムスン電子株式会社がそれぞれ11,411万件と9502件で1位、2位にランキングされ、日本のキャノン株式会社が6402件で第3位にランキングされた。

全文:[http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2012/201207/t20120705\\_720265.html](http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2012/201207/t20120705_720265.html)

隆安法律事務所

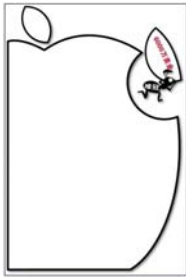
〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

## ✚ 事例紹介

### アップルが 6000 万米ドルを支払い、iPad 商標権侵害事件和解



深セン晩報によると、2年間続いた iPad 商標権をめぐる事件はついに終止符を打った。広東省高級人民法院は、アップル公司与深セン唯冠公司在商標権をめぐる案件に合意し、アップル公司在深セン唯冠公司に対し、6000 万米ドルを支払う旨を公布した。6 月 25 日、法院はすでに、双方に民事和解契約書を送付しており、和解契約の効力が正式に生じる。業界関係者は、和解が双方の利益を最大化したと同時に、中国内外の知識財産権に典型的な事例を提供したという。

### 6000 万米ドル、商標紛争が一括解決

アップル公司在深セン唯冠公司に支払った 6000 万米ドルが iPad 商標をめぐるすべての商標権紛争を一括解決する。深セン唯冠公司の取締役楊栄山が、この金額は iPad 使用費、譲渡費など各種権益を含むと述べた。

### 深セン唯冠公司の緊迫した状況が一時的に和らぐ

この間、アップル公司与深セン唯冠公司の紛争になかなか結論が出なかったのは、双方の提案した和解金額の差が極めて大きいことにある。深セン唯冠公司是、商標権紛争で得る和解金がすべての債権者の債務を解決できることを望んでおり、深セン唯冠公司の代理弁護士謝湘耀が、深セン唯冠公司のすべての債務額は 4 億米ドルであると漏らす。6000 万米ドルの賠償金が深セン唯冠公司の運命を変えることはできないが、緊迫した状況を一時的に和らげることはできる。

全文：<http://tech.sina.com.cn/it/2012-07-03/12267341653.shtml>

## ビジネスニュース

### 中国GDP前年同期比 7.8%増加

中国国家统计局が 13 日発表した半年報によると、4~6 月の GDP は、前年同期比 7.6% 増で、成長率が 8% を下回るのは 2009 年以来だ。欧州債務(借金)危機で輸出が振るわず、中国政府が不動産・公共投資を抑制したため国内需要も伸び悩んだ。

中国政府は輸出に頼る経済成長から消費など内需主導への経済改革を進めており、下半期には持ち直すとの見方を示している。ただ、世界経済の見通しは厳しくなっており、金融・経済政策のかじ取りは今後も難しくなりそうだ。

上半期(1~6 月)の GDP も 7.8% 増で、三年ぶりに 8% を下回った。上半期の輸出は 9.2% 増(9,544 億ドル)と前年同期(24% 増)より大幅減速。輸入も 6.7% 増(8,855 億ドル)にとどまった。投資は不動産投資が名目 16.6% 増で前年同期より 16.3 ポイント減速。一方で消費は全体で 14.4% 増と 2.4 ポイントのマイナスにとどまり、自動車は 9.1% 増と堅調だった。

物価は 6 月の上昇率が 2.2% と 1 年 11 カ月ぶりに 3% を下回った。上半期でも 3.3% と 2.1 ポイント下がり、インフレ懸念は遠のいた。

全文：[http://www.gov.cn/gzdt/2012-07/13/content\\_2182586.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2012-07/13/content_2182586.htm)

### 隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923 Email: [patent@longanlaw.com](mailto:patent@longanlaw.com) <http://www.longanlaw.com>

## 新法速達

### 貨物貿易外貨管理制度の改革に関する公告

国家外貨管理局、税関総署、国家税務総局が 6 月 27 日に連合で『貨物貿易外貨管理制度の改革に関する公告』を公布し、2012 年 8 月 1 日より全国範囲で貨物貿易外貨管理制度の改革を実施し、輸出の外貨受取消込証を取り消し、企業は輸出の外貨受取消込に関する手続を弁理する必要がなくなり、相応に輸出通関申告のプロセスを調整し、輸出の外貨受取と輸出の税金還付に関する情報の共有機制を最適化することを明らかにした。

公告により、2012 年 8 月 1 日の前に通関申告して輸出する貨物について、7 月 31 日に締め切って輸出の受取消込の期限を過ぎた場合、企業は 7 月 31 日限りで輸出の受取消込に関する手続を弁理しなければならない。8 月 1 日から外貨局は輸出の受取消込に関する手続を処理せず、受取消込証を発行しない。企業は外貨局が関連の外貨受取証明を発行することが必要な場合、外貨局が元の輸出受取消込の監督管理に関する規定に基づきそれぞれに処理することも明らかされた。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11989245.html>

### 中華人民共和国出入国管理法

6 月 30 日に採択された『中華人民共和国出入国管理法』は、外国人による中国の就労ビザ政策を若干改正した。

法律により、外国人が中国国内で就労する場合、規定に基づき就労許可と就労類居留証明書を取得しなければならず、如何なる単位と個人は就労許可と就労類居留証明書を取得しなかった外国人を雇用してはならず、外国人の就労類居留証明書の有効期限は最短 90 日、最長 5 年であることを明らかにした。

また、海外優秀人材を更に導入するため、法律は普通ビザの中に「人材導入」という類別を加え、同時に、永久居留制度を完備し、中国経済社会の発展に対する貢献し、又は他の中国国内の永久居留条件を満足する外国人は、本人の申請と公安部の批准を経て、永久居留資格を取ることができることを規定した。

全文: <http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3493/n3778/n492788/3314375.html>

### 民営企業による海外投資の積極的な展開の奨励と引導に関する実施意見

国家発展・改革委員会、商務部、中国人民銀行等 13 部署が 3 日に、6 月 29 日に公布の『民営企業による海外投資の積極的な展開の奨励と引導に関する実施意見』を正式発表し、民営企業による海外投資に対する政策支持を完備し、民営企業の海外投資に対する管理を簡易化と規範し、民営企業による海外投資のサービス保障等を全面的に徹底することを明らかにした。

意見は民営企業による海外投資の融資ルートを広め、重点企業による海外で人民元と外貨債券の発行を支持し、条件を満足する企業による国内・海外の資本市場における上場融資することを奨励し、条件を有する企業と機構による涉外持分投資基金を成立するこ

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923 Email: patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

とを指導と推動し、持分投資基金による企業海外投資に対する積極的作用を発揮することを明確にした。全文：[http://www.gov.cn/gzdt/2012-07/03/content\\_2176061.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2012-07/03/content_2176061.htm)

### 企業所得税の査定徴収の関連問題に関する公告

『中華人民共和国企業所得税法』及びその実施条例等関連法律・規定に基づき、国家税務総局が近日、6月19日に公布の『企業所得税の査定徴収の関連問題に関する公告』を正式発表し、持分(株式)投資業務を専門に従事する企業は、企業所得税を査定徴収してはならないことを明らかにした。

公告により、法に従い査定課税所得率の方式に基づき企業所得税の査定徴収を適用する企業は、獲得した譲渡持分(株式)の収入等の譲渡財産収入が全額で課税収入額に算入しなければならない。主要(項目)営業に基づき適用の課税所得率を確定して税金を徴収し、主要(項目)営業が変化した場合に、当年度の確定申告の際に、変化後の主要項目(業務)に基づき適用する課税所得率を確定し直し、税金を計算して徴収することも明らかにした。全文：[http://www.gov.cn/zwgk/2012-07/13/content\\_2182882.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2012-07/13/content_2182882.htm)

### 増値税税金統制システムの関連費用政策完備に関する通知

国家発展・改革委員会が20日、18日に公布の『増値税税金統制システムの関連費用政策完備に関する通知』を正式発表し、設備の購入と技術のメンテナンスサービス費用の控除政策及び基準を更に明確にし、増値税納税者が2011年12月1日の後に増値税税金統制システムの専門設備(元の「金税カード」シリーズ製品と税金統制システムのインストールソフトウェアのシリーズ製品を含む)を初めて購入して支払った費用、及び2011年12月1日の後に納めた技術メンテナンス費用は、増値税の課税税額の中に全額で控除できることを明らかにした。

全文：[http://www.sdpc.gov.cn/zfdj/jggg/zyfw/t20120720\\_492741.htm](http://www.sdpc.gov.cn/zfdj/jggg/zyfw/t20120720_492741.htm)

### 「十二・五」外資利用と海外投資計画

国家発展・改革委員会が24日、17日に公布の『「十二・五」外資利用と海外投資計画』を正式発表し、「十二・五」期間に海外貸付を効率的に利用し、貸付の規模を安定させ、投資方向を最適化し、海外借金、ファイナンスリース、債券発行等海外融資方式を統括して資金の使用効果を更に向上させ、外商の投資レベルを高め、その規模を発展させ、外資による産業構造の進級、最適化、科学技術の革新、区域の協和発展等方面の促進に対するより積極的な役割を発揮させることを明らかにした。

また、計画は優秀な外資を選択することを更に強化し、先端技術、管理経験と高級人材の導入を重視し、国内産業構造の進級を統括して国際製造業の転移を受け入れ、外商投資を引導してハイエンド製造、ハイテクノロジー、省エネ・エコ、生態建設、新エネルギー等産業に更に投資し、戦略性新興産業の国際合作を積極的に促進することを明確にした。

全文：[http://www.sdpc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzczh/t20120724\\_493166.htm](http://www.sdpc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzczh/t20120724_493166.htm)

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>